



中国のカーボンニュートラル目標に向けて ～地方炭素排出権取引市場の全貌を解ける

リサーチ&アドバイザー一部
中国調査室

メインピックス	2
中国のカーボンニュートラル目標に向けて～地方炭素排出権取引市場の全貌を解ける	2
➤ 2020 年 9 月 30 日に開催された国連総会にて、中国の習近平国家主席はビデオ演説で、2030 年までに二酸化炭素排出量のピークアウトを達成し、2060 年までに実質排出量をゼロにする「カーボンニュートラル」の実現に向けて努力するという「3060 目標」に関するコミットメントを宣言した。その後の中央経済工作会議(2020 年 12 月)、全国人民代表大会(全人代、2021 年 3 月)では、何れも「3060 目標」を言及している。また、2021 年 3 月 15 日に開催した中央財經委員会第 9 回会議では、炭素排出のピークアウト及びカーボンニュートラルを「生態文明建設体系」の総体枠組みに取り入れることが発表され、「3060 目標」を期日通りに実現することが改めて強調された。	
➤ 「3060 目標」を実現するためには、関連する制度設計が重要な役割を果たす。その中でも、炭素排出権取引制度は、市場メカニズムを導入し、かつ各排出関連者の自主的排出削減を促すものとして注目が集まりつつある。中国では現状、深センを始め、7 地域で炭素排出権取引所(センター)が設立されており、また、2021 年 1 月より全国統一の炭素排出権制度が発表され、6 月に全国炭素排出権取引市場を正式に運用開始する予定となっている。	
➤ 本稿は、経済週報「シリーズ:中国のカーボンニュートラル」の第 2 編として、中国における炭素排出権取引制度の歴史的変遷並びに同制度の政策効果について分析する。	
君合の中国法コラム	8
「民法典」の実施により企業の労働管理に与える影響	8
➤ 2020 年 5 月 28 日の第 13 期全国人民代表大会第 3 回会議において「中国人民共和国民法典」が採決された。同法が 2021 年 1 月 1 日から正式に実施される。私的権利の保護を目的とする民法は、労働法の分野における雇用側の労働管理に対して必ずや影響を与えらると思われる。「民法典」における「人格権編」が単独の一編として編成され、特に労働者個人情報保護、セクハラ防止等の面から、企業の内部管理、企業の規程に対し、コンプライアンス上の新たな留意点が提起された。	
三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2021 年 3 月)	10

メインピックス

中国のカーボンニュートラル目標に向けて～地方炭素排出権取引市場の全貌を解ける

2020 年 9 月 30 日に開催された国連総会にて、中国の習近平国家主席はビデオ演説で、2030 年までに二酸化炭素排出量のピークアウトを達成し、2060 年までに実質排出量をゼロにする「カーボンニュートラル」の実現に向けて努力するという「3060 目標」に関するコミットメントを宣言した。その後の中央経済工作会議(2020 年 12 月)、全国人民代表大会(全人代、2021 年 3 月)では、何れも「3060 目標」を言及している。また、2021 年 3 月 15 日に開催した中央財經委員会第 9 回会議では、炭素排出のピークアウト及びカーボンニュートラルを「生態文明建設体系」の総体枠組みに取り入れることが発表され、「3060 目標」を期日通りに実現することが改めて強調された。

「3060 目標」を実現するためには、関連する制度設計が重要な役割を果たす。その中でも、炭素排出権取引制度は、市場メカニズムを導入し、かつ各排出関連者の自主的排出削減を促すものとして注目が集まりつつある。中国では現状、深センを始め、7 地域で炭素排出権取引所(センター)が設立されており、また、2021 年 1 月より全国統一の炭素排出権制度が発表され、6 月に全国炭素排出権取引市場を正式に運用開始する予定となっている。

本稿は、経済週報「シリーズ: 中国のカーボンニュートラル」の第 2 編として、中国における炭素排出権取引制度の歴史的変遷並びに同制度の政策効果について分析する。

I. 中国における炭素排出権取引制度

制度設計の経緯

中国の炭素排出権取引制度は 2010～2013 年に発表された一連の制度・政策に遡る。

2010 年 7 月 19 日、国家發展改革委員会は「低炭素省区と低炭素都市試行業務の展開に関する通知」を発表した。試験的な地区に対して、省エネ・排出削減と低炭素産業の発展に資する体制メカニズムを積極的に模索し、市場メカニズムを活用して温室効果ガス排出抑制目標の実行を推進することを検討する。同年 10 月、国務院は「戦略的新興産業の育成と発展の加速に関する決定」を発表し、主要汚染物質と炭素排出取引制度の確立と整備を強調した。

2011 年 3 月、第 11 回全国人民代表大会第 4 回会議は「国民経済と社会發展第 12 次 5 年計画要綱」を承認し、「第 12 次 5 年計画要綱」の期間中に、炭素排出取引市場を段階的に確立することを明確に提出した。同年 8 月、国務院は「第 12 次 5 年」の省エネ・排出削減総合的な行動案を発表し、「炭素排出取引試行を展開する」ことを提出し、自主的な排出削減メカニズムを確立し、炭素排出権取引市場の建設を推進する。同年 10 月、国家發展・改革委員会弁公庁は「炭素排出権取引試行業務の実施に関する通知」を発行し、北京、上海、天津、深セン、広東、湖北、重慶の 7 つの省市で炭素排出権取引の試行業務を行うことを承認した。同年 11 月、国務院常務会議は「第 12 次 5 年」の温室効果ガス排出抑制業務方案を採択し、「炭素排出取引市場の確立を模索する」ことを明確に打ち出し、重点企業を選択し、「炭素情報開示」と「炭追跡」(注: 実際の炭素排出のプロセス)を実施するとした。国務院新聞弁公室は「中国の気候変動と政策と行動(2011)白書」を発表し、「炭素排出取引市場を段階的に確立し、省を跨る排出権取引体系を段階的に確立する」と提案した。

2012 年 6 月と 11 月、国家發展改革委員会は「温室効果ガス自主排出削減管理暫定弁法」と「温室効果ガス自主排出削減取引検定と確認ガイド」を発表し、「総量規制下の炭素排出権取引市場を段階的に確立するために経験を積み、技術とルール的基础を定める」ことを明らかにした。

2013年5月、国務院は国家發展改革委員会の『2013年經濟体制改革の重点活動を深化させることに関する意見』を原案とし、「汚染物質排出権、炭素排出権取引の試行を推進し、全国の汚染物質排出権、炭素排出権取引の試行を検討する」と明確に提出した。同年6月に、広東省深セン市に全国初の炭素排出取引所が設立され、また同年8月、国務院は「省エネ・環境保護産業の發展を加速することに関する意見」を發表し、炭素排出権取引試行を市場化メカニズムで推進することを明確にした。

2014年より全国炭素排出権取引制度の策定が開始され、国家改革發展委員会が主導で「炭素排出権取引暫定弁法」を發表し、2016年、管理条例に昇格するため国務院審議用版を公開した。2019年12月に財政部が炭素排出権取引に関わる會計書類に関する暫定規定を始めとする一連の実務上のルール作りが行われた。2021年3月、国務院が『炭素排出権取引暫定条例(草案改正稿)』を發表し、パブリックコメント収集期間は3月30日から4月30日までとなっている(図表1)。

【図表1】 炭素排出権取引制度に関わる歴史的変遷

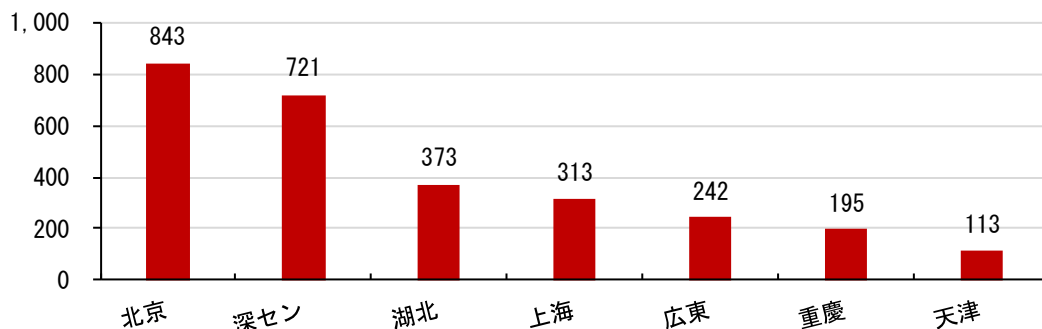


(出所) 生態環境部、各種報道より MUFG(China)作成

各地方市場の現状

先述した通り、国家發展改革院会は2011年11月、北京市、天津市、上海市、湖北省、広東省深セン市、広東省(深セン市を除く)、重慶市といった7地域を炭素排出権取引のパイロット地域として認定し、2013年6月に設立した深セン市炭素排出権取引所を皮切りにそれぞれ地域で炭素排出権取引所(センター)が発足した。2019年までの公開データによると、7市場の重点排出認定企業数は延べ2,800社に達しており、そのうち、図表2の通り、北京市と深セン市の確定企業数はそれぞれ843社と721社であるのに対して、重慶市と天津市は何れも200社以内と少量であり、地域間のばらつきが大きい。

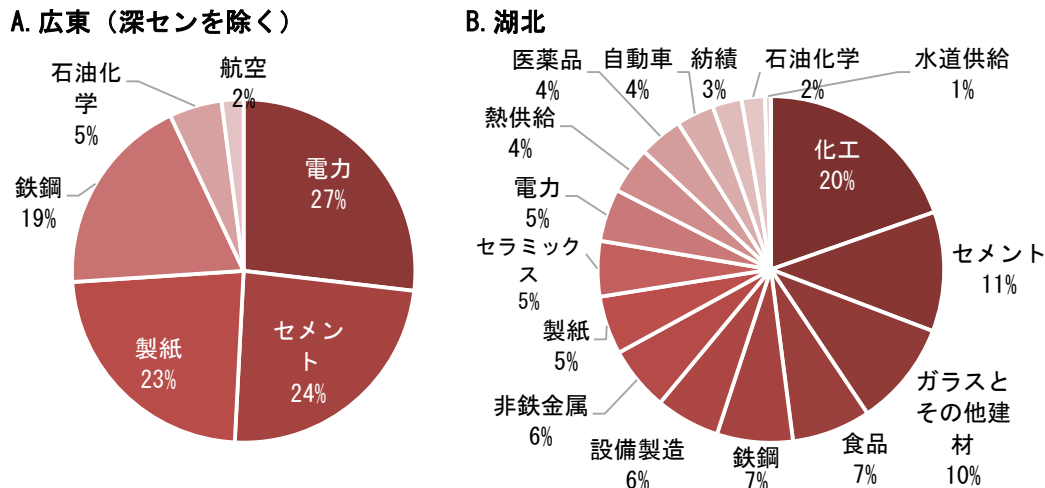
図表2 各地方市場の重点排出認定企業数(社)



(出所) 各市生態環境局より MUFG(China)作成
注: 広東省では深セン市を含まない

業種別で見ると、電力、化工、セメント、ガラス、紙、鉄鋼といった CO2 排出量が多い業種の割合が大きく、また、公表データのある広東省(深センを除く)と湖北省を比べると、前者は 7 業種のみであるのに対して、後者は延べ 16 業種に達しており、地域ごとに同制度がカバーする業種が大きく相違することが明確である(図表 3)。

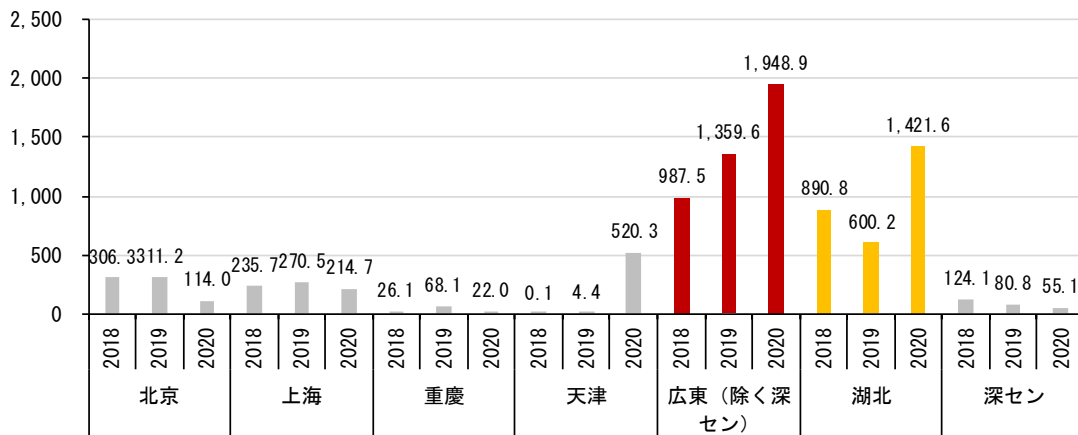
図表 3 各地方市場の業種構造 (2019 年)



(出所) 各市生態環境局より MUFG(China) 作成

各地方排出権取引所の取引規模について、図表 4 によると、広東省(深センを除く)と湖北がその他 5 地域と比べて大きくリードしており、2020 年の排出権取引量がそれぞれ全体の 45.4%と 33.1%を占めている。また、実際の取引単価については、基本的に取引量に比例しているものの、取引量が限られるため、単発的な取引による大幅な変動が屢々発生し、価格は安定していない。広東省(深センを除く)と湖北省は取引量が大きいため、比較的価額優位性を持っており、後述する通り、全国市場での価格設定でも重要なベンチマークとして参考にされる(図表 5)。今年 6 月に全国市場が始動後の取引単価について、2020 年中国炭素家格調査報告によると、取引規模の拡大や市場流動性向上等の要因を取り入れた結果、2021 年には 49 元/トン、2030 年には 93 元/トン、2050 年には 167 元/トンと予測している。しかし、EU-ETS(欧州連合域内排出権取引制度)の 1 トン当たり 32.95 ユーロ(1 月 28 日 EUA 終値、約 254.99 元、1 ユーロ=7.74 円で換算)、またはパリ協定で見通される 1 トン当たり 75~100 ドル(炭素排出権取引制度が CO2 排出を抑える効果が発揮する取引単価水準)までにはなお距離が長い。

図表 4 各地方市場の取引規模 (2019 年、万トン)



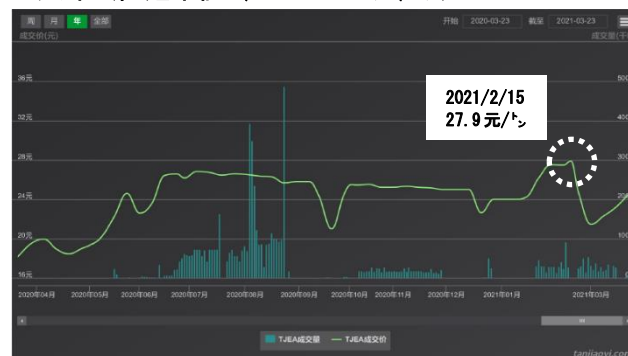
(出所) 各市生態環境局より MUFG(China) 作成

図表5 各地方市場の取引単価
(2020/3/23-2021/3/23)

A. 北京 (直近単価 3/19→36.0 元/トン)



B. 天津 (直近単価 3/23→24.0 元/トン)



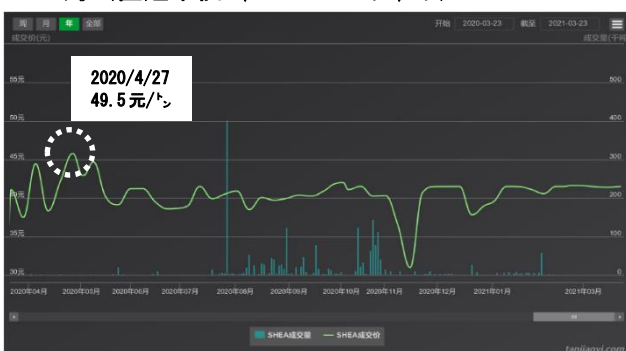
C. 広東 (深センを除く、直近単価 3/23→36.4 元/トン)



D. 深セン (直近単価 3/23→8.3 元/トン、SZA-2018)



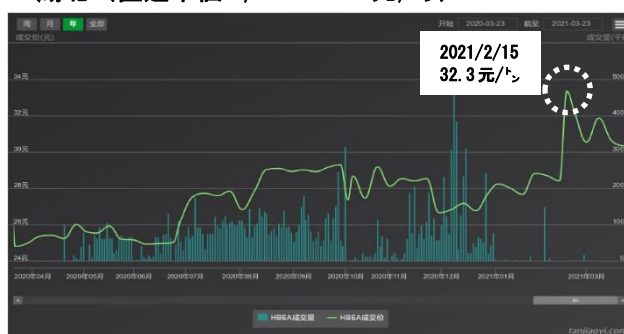
E. 上海 (直近単価 3/23→41.5 元/トン)



F. 重慶 (直近単価 3/22→25.0 元/トン)



G. 湖北 (直近単価 3/23→35.1 元/トン)



(出所) Tanjiaoyi.com より MUFG (China) 作成
注: 折線は取引単価、棒グラフは取引量(右軸)

深セン炭素排出権取引所は「SZA-2013」～「SZA-2018」の6種類の商品がある

II. 炭素排出権取引制度の有効性

炭素排出権取引は、各市場参加者にインセンティブを与え、市場原理で CO2 排出を自主的に削減できる

有効な手段とみられる。実際、2013年に正式に運用開始して以来、7つの地方取引所の炭素排出権取引量は延べ4.57億トンに達しており、成約金額は105.97億元となっている。契約履行率については、重慶市は2014年に70%と発表して以来公表データがなく、それ以外の各取引所では何れも95%を超えており、総じて良好といえる(図表6)。

しかし、上述したように、当面各地方市場では炭素排出権取引単価が低いことに加え、取引に参加する企業数と業種が限られているため、市場流動性が欠けることが指摘される。また、突発的な取引により取引単価が大幅に上下することも屢々あり、かつ株式市場に比べて取引関連情報の公開が少なく、取引自体にどれだけ市場メカニズムが働くかも企業が躊躇する理由の一つと言えよう。

また、制度の有効性を確保するためには、適切な罰則を設けることが不可欠である。しかし現状では、排出量を事前申告の目標を超える、すなわち契約不履行の際の罰則は図表7の通り、地域間にはばらつきがあるものの、10~15万円の比較的軽い罰金が主流となっている。その理由について、現時点では炭素排出権取引制度には法律的な強制力がなく、加入するかどうかは企業が自らの選択であり、契約不履行の際に厳しい罰則を下すと、企業のインセンティブを損なう恐れがあるからであろう。

炭素排出権取引に参加した企業は実際どのように受け止めたのか。清華大学中国炭素排出権取引市場研究センターが2020年10月に発表した調査結果¹によると、200社の有効回答社のうち、半分程度の企業がCO2排出削減計画を既に策定済みであり、3割程度の企業が炭素排出権取引または関連契約履行の専門要員を雇用した。また、40%前後の企業が今後の中長期的な投資戦略の中に、炭素排出権取引価格を要因として考慮したことがわかった。更に、無料で割り当てたCO2排出枠について、「足りなかった」と選択した企業は全体の3割程度に留まり、「足りた」または「余った」を選択した企業は全体の半分以上である。炭素排出権取引制度が生産コストを増やしたかどうかとの質問に対して、「増やした」を選択した企業が圧倒的に多い(図表8)。足許制度設立して間もないこともあり、企業がそれに応じて新設備の導入や人件費の追加、並びに省エネ・CO2排出削減の技術開発等、何れも企業にとってはコスト増をもたらす要因となる。

図表6 各地方市場の契約履行状況

	2013	2014	2015	2016	2017	2018
北京	97% 403/415	100% 543	100% 543	100% 945	99% 939/943	未発表
天津	96% 110/114	99% 111/112	100% 109	100% 109	100% 109	100% 113
上海	100% 191	100% 190	100% 191	99% 367/368	100% 381	100% 381
湖北	—	100% 138	100% 168	100% 236	未発表	未発表
広東(深センを除く)	99% 182/184	99% 182/184	100% 186	100% 244	100% 246	99% 245/247
深セン	99% 631/635	99% 634/636	100% 635/636	99% 803/811	99% 780/787	99% 758/766
重慶	—	70% 166/237	未発表	未発表	未発表	未発表

(出所)北京理工大学能源と環境政策研究センターより MUFG(China)作成
注:上段は契約履行率、下段は全企業数の中の契約履行企業数

図表7 各地方市場の契約不履行に対する罰則

	罰則の内容
北京	取引価格の3~5倍の罰金
天津	無し
上海	5~10万円の罰金
湖北	取引価格の1~3倍の罰金、但し上限が15万円
広東(深センを除く)	5万円の罰金
深セン	超過排出量×契約履行月までの6カ月の平均取引価格の3倍の罰金
重慶	契約履行月の前月の平均価格の3倍の罰金

(出所)各種報道より MUFG(China)作成
注:罰金と共に、行政処罰・企業信用スコア減点の地域もある

¹ 詳細は同センターの発表資料「我国炭素排出権取引試点的効果評価及对全国炭素市場建設的啓示」(2020年10月30日、上海)を参照されたい。

図表 8 各地方市場の参加企業向けアンケート調査の結果

		北京	天津	上海	重慶	湖北	広東（深センを除く）	深セン
無料割り当て枠	足りなかった	55.8%	37.5%	24.2%	16.3%	41.2%	33.3%	35.4%
	足りた	18.6%	37.5%	37.8%	53.5%	43.1%	61.9%	22.0%
	余った	25.6%	25.0%	37.8%	30.2%	15.7%	4.8%	42.7%
炭素排出権取引制度と経営コスト	コストを増せた	62.8%	75.0%	55.6%	48.8%	70.6%	95.2%	65.9%
	コストを減らせた	12.8%	25.0%	6.7%	7.0%	7.8%	0.0%	11.0%
	無関係	24.4%	0.0%	37.8%	44.2%	21.6%	4.8%	23.2%

(出所) 清華大学中国炭素排出権取引市場研究センターより MUFG (China) 作成

Ⅲ. まとめ

本文は中国でこれまで実行してきた炭素排出権取引制度と地域市場の発展経緯、市場パフォーマンス、並びに市場関係者から見た政策効果について分析した。中国は CO2 排出の最大国として、同排出削減に向けて長年努力しており、2013 年に皮切りとした炭素排出権取引制度が重要な手段として企業の自主的排出削減に貢献してきた。現状、各地方市場ではばらつきがあるものの、実際の取引量や取引金額等といったデータから見れば、何れも継続的な取引が確認できており、また、殆どの地域では無料で割り当てられた排出枠がセーフまたは余ったことから、同制度の排出削減の政策効果は一定程度実現したといえよう。また、政策面では、2010～2013 年までの三年間では密集的に地方市場に関する制度設計が進められており、2014 年から現在までの 6 年あまりで全国市場の立ち上げを巡り、法整備、取引システム、関連インフラ建設といった複数の軸で同時に推進されている。今年 6 月に運営開始する全国炭素排出権取引所がこれまでの地方取引所や各種制度設計並びに行政イノベーションの集大成といえよう。

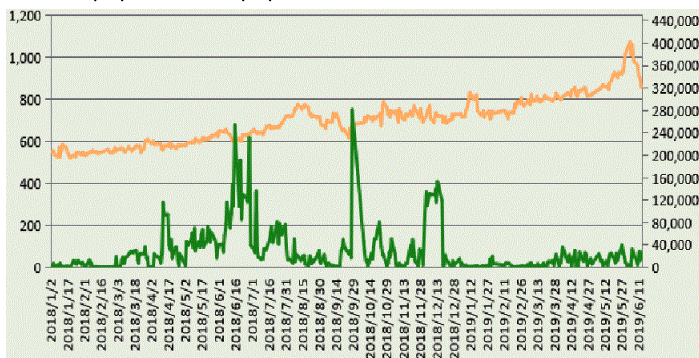
しかし一方では、制度・政策先行の末、実際に市場取引に参加する企業または分野が限定され、流動性が欠けることが指摘される。実際、北京グリーンファイナンス協会が定期的に発表する中炭指数体系のうち、中炭流動性指数は 2019 年 6 月 14 日時点で 17,410.15 に留まっており、長期的に低迷していることがわかる(図表 9、同時点の中炭市場価値指数は 857.33)。今後、如何に市場メカニズムを円滑に働かせ、市場参加者により多くのインセンティブを与え、市場流動性を高められるかが重要な政策目標となる見通しである。

図表 9 中炭市場価値指数と中炭流動性指数

A. 2014/1/10～2015/12/31



B. 2018/6/14～2019/6/14



(出所) 北京グリーンファイナンス協会より MUFG (China) 作成
注: 上記期間以外のデータは未公表

本シリーズの 3 回目は、今年 6 月に正式に始動する全国炭素排出権取引制度並びにその市場ルールについて分析する予定である。

MUFG バンク(中国) リサーチ&アドバイザリー部

中国調査室 李博

君合の中国法コラム

「民法典」の実施により企業の労働管理に与える影響

2020 年 5 月 28 日の第 13 期全国人民代表大会第 3 回会議において「中国人民共和国民法典」(以下「民法典」と略称する)が採決された。同法が 2021 年 1 月 1 日から正式に実施される。私的権利の保護を目的とする民法は、労働法の分野における雇用側の労働管理に対して必ずや影響を与えると思われる。「民法典」における「人格権編」が単独の一編として編成され、特に労働者個人情報の保護、セクハラ防止等の面から、企業の内部管理、企業の規程に対し、コンプライアンス上の新たな留意点が提起された。

I. 「民法典」の労働者個人情報の保護に与える影響及びコンプライアンス上の留意点

1. 雇用側が従業員に基本情報の提供を求める際、「労働契約法」に明確な法的根拠があるが、「民法典」における個人情報の処理に関する原則及び条件の規定に適合しなければならない。

「労働契約法」第 8 条には、雇用側が労働者の労働契約に直接的に関係する基本情報を知る権利を有し、労働者が事実に基づき説明しなければならない旨を定めている。「民法典」の「人格権編」第 1035 条から 1038 条までは、それぞれの条文において個人情報の処理に関する制限、個人情報の処理に関する免責事項、個人情報の決定権及び個人情報の安全性について規定している。

2. 個人情報の処理の際に、合法性、正当性、必要性の原則に従わなければならない。

(1) 従業員に関する情報のうち、どのような情報が「個人情報」にあたるかを識別しなければならない。

「民法典」第 1034 条により、個人情報とは、デジタル又はその他の方法で記録し、単独又は他の情報と照合して特定の自然人を識別することができる各種の情報であり、その範囲は自然人の氏名、生年月日、身分証明書番号、特定の個人を識別できる生体情報、住所、電話番号、メールアドレス、健康状況の情報、行方に関する情報等を含むとしている。

(2) 個人情報を取扱う前に、労働者の同意を得なければならない。

募集や採用の段階において、雇用側が応募者に履歴書の提出を求めるのは一般的である。また、履歴書及び面接の過程において、通常、上記の「個人情報」に係る情報が提供されている。紛争を予防するために、雇用側が募集の過程において収集した情報の処理に関する規則を書面で応募者に知らせること、また、採用した従業員に関して、労働契約又は社内規程に雇用側が個人情報を管理及び処理する規則を明確に定め、かつ従業員から個人情報を扱う権利を取得することを提案する。

(3) 収集する情報の範囲は労働者を使用及び管理するための必要な情報に限る。

従業員の情報について、労働法分野における「労働契約法实施条例」第 8 条は、「労働契約法」第 7 条に定める従業員名簿に、労働者の氏名、性別、身分証明書番号、本籍地及び現住所、連絡先、雇用形態、雇用開始日や労働契約の期間等の内容が記載されなければならないと定めている。

また、雇用側は労働者の学歴、健康状態やこれまでの職歴等の労働契約に直接的に関係する労働者の基本情報を求めることができるのが一般的である。

(4) 従業員の個人情報に対し相応な保護を与え、個人情報の紛失、不正使用、権限がない場合の調査若しくは披露を防止する。

「民法典」の規定により、個人情報を取り扱う側の人や組織が個人情報の漏洩及び権限のない場合の修正をしてはならず、本人の同意を取得しない場合、他人に個人情報を不法提供してはならない。個人情報を取り扱う側の人や組織が技術措置又はその他の必要な措置を講じ、個人情報の収集及び保存の安全性を確保し、情報の漏洩、権限がない場合の修正及び紛失を防止しなければならない。従って、雇用側が設備の管

理(例えば、アクセス権等の管理)、制度の整備等の面から従業員個人情報に対する管理を強化すべきである。従業員個人情報の漏洩が発生した場合、雇用側が遅滞なく修復措置を講じて従業員に告知し、関係する問題の処理について従業員と協議して合意に至ったほうがよい。

II. 「民法典」では雇用側の組織のセクハラを予防及び制止する義務を明確にして具体化する

1. 「民法典」では「セクハラ」を定義し、「職権や従属関係を利用して」セクハラをすることを明確に禁止する。

民法典第 1010 条において「他人の意志に反し、言語、文字、図画や身体動作等の方法を用いて他人にセクハラをする場合、被害者が法により行為者に対して民事責任を負担するよう請求することができる。機関、企業、学校等が合理的な予防、苦情申立受理や調査処分等の措置を講じ、職権や従属関係等を利用してセクハラをすることを予防して制止する」と定めている。当該条文はセクハラの特徴及びセクハラに該当する言動の形態について規定を設けている。即ち、セクハラには「他人の意志に反して」、他人に不快感を与えて他人に拒否されるという特徴があり、かつそれに該当する言動が「言語、文字、図画、身体動作」等の様々な方法で表現される。また、セクハラの対象は特定の性別に限らず、男性も女性もその言動の対象となりうる。

さらに、この条文に進歩がある点として、「職権や従属関係を利用して」セクハラをすることを明確に禁止するということにあると思われる。現在、職場におけるセクハラに係る中国国内の裁判例の中で、職権や従属関係を利用して脅迫し、又は仕事関係の利益と交換する言動がセクハラとしてほとんど認定されていない。実際に、職場において、上司が往々にして絶対的な権力の優位性や従属関係を利用して、仕事の機会や福利の条件を保留若しくは取得することを条件として、部下にセクハラを我慢若しくは受容することを要求させる。一方、当事者はセクハラに反抗する意識が欠乏し、若しくは職権による圧迫に怯えるため通報することを知らず、若しくは知っていても怖がってできない。被害者がこのような言動に黙示に同意したためにセクハラに該当しない、というように認識する一部の雇用者や裁判官が存在している。従って、「職権や従属関係を利用して」セクハラをすることを明確に禁止することは、実務上の職場におけるセクハラの複雑な状況に対応するためであるといえる。

2. 雇用側の組織のセクハラを予防及び制止する義務を明確かつ具体化する

現在、雇用側がセクハラを「予防及び制止する」旨を定める法律規定が存在する上に、「民法典」にはさらに雇用側が「合理的な予防、苦情申立受理や調査処分等の措置を講じて」セクハラを予防及び制止しなければならない旨を定めている。これにより、雇用側が組織内のセクハラを予防・整頓・処理するメカニズムを構築し健全化することに対し、更なる高い要請を出しているといえる。

以上の内容を踏まえ、筆者は企業が「民法典」の要請に従い、関連規程、企業内部のコンプライアンス制度、就業規則及び関連の苦情調査や処理等に関連する内部プロセスの体制を見直して健全化することを提案する。これにより、企業が労働者を雇用することに関連する「民法典」の新たな要請に適合し、労働争議のリスクを予防する。

当資料は情報提供のみを目的として、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

謝均 君合律師事務所パートナー

君合律師事務所は中国、海外に事務所を持つ中国最大級の事務所で、国際法律連盟(ILASA)より数年連続で中国のベスト弁護士事務所金賞に選ばれている。謝均弁護士は、一橋大学法学研究院にて法学修士を取得後、日本の法律事務所勤務を経て 2015 年 5 月から君合律師事務所へ転籍。外商投資、再編撤退、労務管理、M&A の分野に強い。



三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2021 年 4 月)

- MUFG BK 中国月報 第 182 号(2021 年 4 月)

カーボンニュートラルに向けた中国電力部門の低炭素化

<https://www.bk.mufg.jp/report/inschimonth/121040101.pdf>

国際業務部

- ニュースフォーカス No.3(2021 年 3 月)

「深圳経済特区グリーンファイナンス条例」正式施行

https://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/1327_ext_02_0.pdf

アジア法人営業統括部 アドバイザリー室

本報告書は、情報提供のみを目的として、MUFG バンク(中国) 有限公司(以下「当行」)が作成したものであり、その使用又は配布が法律や法規への違反に該当するあらゆる管轄又は国における個人又は組織への使用又は配布を意図したものではありません。本報告書をお客様に公表する前に、当行及び/又は当行関係者/組織は、本報告書に含まれる情報を利用、又はそれに基づいて行動することができます。

本報告書に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品若しくは投資商品の購入若しくは売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。

本報告書は、情報提供のみを目的として作成されており、特定の受領者の具体的な需要、財務状況、又は投資目的への対応を意図するものではありません。

本報告書は、信頼しうるとみなされる情報源から入手した情報に基づいて作成したのですが、正確性を保証するものではなく、受領者自身の判断に代わるものとみなされるべきではありません。受領者においては、適切に、独立した専門的、法律、財務、税務、投資、又はその他のアドバイスを別途取得する必要があります。

本報告書は、アナリスト自身の見解に基づいているため、当行の公式な見解を示すものではありません。本報告書に含まれる全ての見解(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性は保証いたしかねます。本報告書は、不完全又は要約の場合もあり、本報告書に言及される組織に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本報告書を更新する義務を負いません。

過去の実績は将来の業績を保証するものではありません。本報告書において言及されるいかなる商品の業績予測も、必ずしも将来実現する又は実現しうる業績を示すものではありません。

当行及び/又はその取締役、役員並びに従業員は、当該取引への関与に当たり、随時、本報告書に言及された関連証券又は関連金融商品において、利益を有すること及び/又は引受を承諾すること、及び/又は当該証券若しくは関連金融商品を保留若しくは保有することがあります。さらに、当行は、本報告書に言及されたいずれかの会社と関係を有する(例えば関連会社、戦略パートナー等)こと、若しくは有していたこと、又はコーポレート・ファイナンス若しくはその他のサービスを提供すること、若しくは提供していたことの可能性がります。

本報告書に含まれる情報は当行が信頼しうると判断した情報源から入手したものでありますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務も負いません。したがって、本報告書に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠するものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本報告書の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的、間接的及び/又は結果的な損失若しくは損害について、いかなる責任も負いません。

当行は、本報告書の著作権を保有しており、当行の書面による同意なしに本報告書の一部又は全部を複製又は再配布することは禁止されています。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任も一切負いません。

MUFG バンク(中国) 有限公司 リサーチ&アドバイザー一部 中国調査室

北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大廈 4 階 照会先: 石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214